

令和2年度（2020年度）吹田市立総合福祉会館運営審議会議事録

- 1 開催日時 令和2年11月24日（火） 午後2時00分～午後3時00分
- 2 開催場所 吹田市立総合福祉会館 2階 第1会議室
- 3 出席者 <出席委員> 6名
今村委員、岸下委員、北嶋委員、播本委員、御前委員、山下委員
（五十音順）
- <欠席委員> 1名
平井委員
- <事務局職員> 5名
大山達也（福祉部部長）、安井克之（福祉部次長）、
上村里三（総合福祉会館館長）、
藤原千景（総合福祉会館館長代理）、松本里菜（総合福祉会館係員）
- 4 傍聴者 なし
- 5 会議概要 1 開会
2 案件
（1）会長及び副会長の選出について
（2）総合福祉会館の概要について
（3）総合福祉会館運営事業費報告について
3 閉会

令和2年度（2020年度）吹田市立総合福祉会館運営審議会の概要

事務局：定刻となりました。只今より、令和2年度（2020年度）「吹田市立総合福祉会館運営審議会」を開催いたします。なお、委嘱状につきましては、コロナウィルスの関係上、机上配布させていただいております。委員の皆様におかれましては、令和2年度（2020年度）6月1日付けで吹田市立総合福祉会館運営審議会委員の委嘱をさせていただいており、任期につきましては、令和4年5月31日までとなっております。どうぞ、よろしくお願ひします。審議会の開催に当たりまして、「吹田市立総合福祉会館条例施行規則」第16条第2項「運営審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」となっております。委嘱委員につきましては7名であり、本日出席委員は6名ですので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。

<福祉部長あいさつ>

<委員紹介>

<事務局紹介>

<会長及び副会長の選出>

事務局：それでは、役員選出に入らせていただきます。「会長及び副会長の選出」でございますが、「吹田市立総合福祉会館条例施行規則」第15条第1項におきまして、「委員の互選により定める」となっております。どなたか、お受けしていただけませんでしょうか。

（事務局に一任の声あり）

事務局：それでは事務局に一任いただいてもよろしいでしょうか。

（了承）

会長をA委員に、副会長をB委員にお願いしたいのですが。お二人のご了承をいただければお引き受けいただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

A委員、B委員、お願いできますでしょうか。

（了承）

それでは、会長のA委員、副会長のB委員、よろしくお願いいたします。会長席、副会長席に移動をお願いします。

それでは、会長、副会長に一言ご挨拶を頂戴できますでしょうか。

<会長及び副会長挨拶>

事務局：ありがとうございます。

なお、当審議会は吹田市自治基本条例及び情報公開条例に基づき公開の対象となっております。後日、議事録を公開する必要があるがございますので、録音を取らせていただいております。あしからずご了承ください。

それでは、以後の進行につきましては、会長にお渡ししたいと存じます。それでは、会長よろしくお願いいたします。

会 長：案件に入ります前に、傍聴者はおられますか。

事務局：本日傍聴希望者はおられないことをご報告させていただきます。

<議案の審議開始>

会 長：「総合福祉会館の概要について」を議案とします。

事務局：（総合福祉会館の概要について、資料に基づき説明）

説明内容…会館内の概要、主な事業の概要、福祉避難所としての機能

会 長：説明が終わりました。ご質問、ご意見をお受けします。

C委員：来館者用駐車場のラインの引き直しを施工していただき、ありがとうございました。施工前は、車間が狭く駐車することが難しかったのですが、現在の駐車場は軽自動車と普通自動車の駐車エリアを分けていただいております。本当に駐車しやすくなったと思います。

（質問①）

「在宅障がい者の教室事業」の周知方法が課題であるとの報告がありましたが、受講の対象についてお聞きしたい。

(質問②)

福祉避難所の受入対象となる方は、一般の指定避難所に避難後、福祉避難所に移ると思うが、障がいをお持ちの方やそのご家族にどのように周知するかお聞きしたい。

事務局：(質問①の回答)

陶芸、七宝焼、ストレッチ教室については、障がいをお持ちの方であれば、働いておられても在宅でもお受けしています。社交ダンス、民謡、料理教室については、現在は視覚障がいの方だけをお受けしています。

(質問②の回答)

災害時、障がい者や高齢者を福祉避難所で直接受け入れるのではなく、まずは一般の指定避難所に避難していただき、特別な配慮が必要と判断された場合は、福祉避難所に移っていただくこととなります。したがって、福祉避難所の受入方法を日頃から障がい者や高齢者には周知をしていく必要があると考えております。

D委員：(質問①)

貸室の空調について、暖房と冷房の運転時期以外で暑すぎたり寒すぎたりすることがあるが、体温調節の難しい方もいるため気温によって臨機応変に対応してほしい。

(質問②)

一般の指定避難所に避難後、福祉避難所に移る人を誰が判断するのか、そのあたりの展開を示してほしい。

視覚障がい者のために点字プリンタを更新してくださってありがとうございます。二年前の災害時でも様々な情報をどんどん点字で配布したので、この場を借りてお礼を申し上げます。

事務局：(質問①の回答)

空調について、障がい者、高齢者など体温調節の難しい方が利用することは承知しておりますので、暑すぎる、寒すぎるということがあれば、遠慮なく事務所に申し出ただけであれば空調が稼働するよう対応します。

(質問②の回答)

災害時、まずは一般の指定避難所に行っていただき、福祉避難所への避難が必要と判断されれば、福祉避難所に移送されることとなります。それを判断するのは一般の指定避難所になるため、避難所係員に言っていただければと思います。

D委員：一般の避難所に係員が必ずいるのですね。

事務局：いると思います、大丈夫です。

会 長：他にございませんでしょうか。

C委員：今年、コロナウイルスの影響で障がい者教室の作品展を一階のロビーでやっておられとても良かったのですが、普段は部屋の中でやっているのをそれを知りませんでした。あのような形で実施する方が皆さんにも知ってもらえるのではないかと思ったため、お伝えいただければと思います。

事務局：承知しました。

会 長：他にございませんでしょうか。続きまして、「総合福祉会館運営事業費報告について」を議案とします。事務局から説明願います。

事務局：（令和元年度の総合福祉会館の運営事業費について、資料に基づき説明）

会 長：説明が終わりました。ご質問、ご意見をお受けします。
(質問なし)

会 長：他にご質問が無いようでしたら、本案件については終了することといたします。次に、事務局より何かございますか。

事務局：議事録の作成につきましては、出来次第、委員の皆様へ送付させて頂き、確認をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。

会 長：他に案件がなければ、本日の運営審議会を閉会します。長時間ご協力いただき、ありがとうございました。

以上